

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年9月2日 午前10時00分 招集
2. 令和4年9月16日 午前10時00分 開議
3. 令和4年9月16日 午前11時22分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	代表監査委員	小野正敏
総務課長	和田直也	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
企画財政課長	廣瀬和英	防災情報課長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	税務課長	上村美博
会計管理者(会計課長)	大塚浩二	教育課長	藤井栄治
監査委員事務局長	渡邊一倫	市民課長	森永智保
健康増進課長	山中昭人	まちづくり課長	石松昭信
上下水道課長	竹原昭典	人権啓発課長	市原吉治

内 牧 支 所 長 加 来 隆 浩 波 野 支 所 長 岩 下 勝 則
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 上 村 文 広

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 本 繁 樹 議 会 事 務 局 次 長 市 原 多 喜 男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第49号 阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ② 議案第50号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について
- ③ 議案第55号 令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第56号 令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ⑤ 議案第57号 令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ⑥ 認定第1号 令和3年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第7号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第8号 令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第9号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第10号 令和3年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第50号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について
- ② 議案第52号 令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ③ 議案第53号 令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ④ 議案第54号 令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑤ 議案第58号 令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第2号）について
- ⑥ 認定第1号 令和3年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第4号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第5号 令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第6号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第12号 令和3年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- ⑪ 陳情第1号 消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出を求める陳

情書

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 50 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について
- ② 議案第 51 号 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ③ 認定第 1 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ④ 認定第 2 号 令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑤ 認定第 3 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第 11 号 令和 3 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ⑦ 議案第 61 号 和解及び損害賠償の額の決定について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。

なお、本日は、農業委員会事務局長が欠席のため、代理で農業委員会事務局次長が出席しておりますことを申し添えます。

それでは、会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を午前 9 時半から開催し、一般質問、追加議案などの取扱いについて審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

今期、一般質問の通告者は 13 名であります。したがって、一般質問を 9 月 20 日火曜日と 21 日水曜日の 2 日間とし、1 日目の 20 日は 7 名まで、2 日目の 21 日は 6 名で行うことを決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会から提出されました発委第 1 号「消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出について」の取扱いについては、本日の採決結果を受け、採択に至った場合は、追加議案として本日の日程終了後に議案を配付、議案審議は一般質問の最終日、21 日の日程に追加議案といたします。また、審議の方法は、委員会の付託を省略し、

採決することに決定いたしました。

次に、全員協議会の開催についてです。本日の議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第49号 阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ② 議案第50号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について
- ③ 議案第55号 令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第56号 令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ⑤ 議案第57号 令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ⑥ 認定第1号 令和3年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第7号 令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第8号 令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第9号 令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第10号 令和3年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第50号「令和4年度一般会計補正予算」及び認定第1号「令和3年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、経済建設常任委員長報告の質疑終了後に討論、採決を行いますので、お間違いないようお願いいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第49号「阿蘇市職員の育児休業

等に関する条例の一部改正について」他 9 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告を始めます。

令和 4 年第 3 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件、認定 5 件であります。9 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 49 号「阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

委員より、「育児休業が非常勤職員の方も取得しやすくなるということだが、その期間内に雇用期間が切れる場合はどうなるのか。」との質疑があり、総務課長から、「非常勤職員の育児休業期間は、任期が更新されることを前提として、子どもが 1 歳になるまで取得でき、この場合、任期末日まで取得できます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 50 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」であります。

まず、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野保健福祉センター改修に係る財源は。」との質疑があり、波野支所長から、「工事請負費については過疎対策事業債、修繕費については一般財源を予定していません。」との答弁がありました。

次に、「企画財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「本庁舎消毒作業業務委託について、費用の内訳は。また委託に当たっては随意契約で行うのか。」との質疑があり、企画財政課長から、「令和 2 年に庁舎内の消毒を実施した際は 121 万円の費用でありました。当時はコロナの感染力などが知られていなかったため、敷地内全部の建物等を消毒しておりましたが、現在は、フロアを限定して消毒を実施しています。今回は、現状の対応に合わせ、範囲を限定した 4 回分程度の 60 万円を計上したところです。委託業者につきましては、対応できる業者が市内に 1 社しかないことから、緊急性も考慮し、その業者と随意契約を行っています。」との答弁がありました。

次に、「防災情報課」の予算について審査を行いました。

委員より、「自主避難所トイレ感染症対策工事について、和式から洋式に改修するトイレの数と既存の洋式トイレをウォシュレットに交換する数は。」との質疑があり、防災情報課長から、「洋式化については、阿蘇体育館（第 1・第 2 体育館、武道場）13 基、農村環境改善センター 5 基、就業改善センター 2 基、波野保健福祉センター 1 基の合計 21 基を予定しています。ウォシュレットについては、構造上、設置不可能であった阿蘇体育館の多目的トイレ 2 基を除いた全 17 基に設置する予定です。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

総務課長から補足説明があり、特に質疑及び意見はありませんでした。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

委員より、「投票所となる阿蘇小学校体育館は使用できない状態にあるが、どのような対応となるのか。」との質疑があり、選挙管理委員会事務局次長である総務課長から、「代替の投票所として、阿蘇土地改良区を予定しています。」との答弁がありました。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

委員より、「YouTube で配信される議会内容は一般質問のみで、それらは全世界の方が閲覧できるのか。」との質疑があり、議会事務局長から、「一般質問のみ YouTube での配信を予定しています。また、閲覧は全世界の方々が可能となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 55 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 56 号「令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 57 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」を一括議題として審査を行いました。

委員より、「水量低下に伴う坂梨財産区の産神地区のボーリングについて、滝室坂トンネル工事が影響しているのでは。」との質疑があり、企画財政課長から、「水量低下は以前からの懸案事項でもあり、工事との因果関係は現時点では確認されておりません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 55 号から議案第 57 号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「内牧支所」の決算について審査を行いました。

委員より、「外灯改修工事について、以前、故障の原因は雷によるものと聞いたが。」との質疑があり、内牧支所長から、「調査の結果、外灯の故障は、地中にあるケーブルの経年劣化による絶縁抵抗測定値が基準以下となったことが原因でした。」との答弁がありました。

次に、「波野支所」の決算について審査を行いました。

委員より、「福祉バスは、前日までの予約制で、指定乗降場所 13 か所を送迎するようだが、利用者との調整はどのように行っているか。」との質疑があり、波野支所長から、「利用者から連絡を受けたドライバーが、自宅までの距離、運行経路などを調整した上で、自宅にお迎えに行く時間をお伝えするようにしています。」との答弁がありました。また、委員より、「13 か所のうち利用が多い送迎先はどこなのか。」との質疑があり、支所長から、「1 番は萩の里温泉、2 番目に蔵原地区にある阿蘇ショッピングタウン、3 番目に神楽苑で、この 3 か所に集中しています。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の決算について審査を行いました。

委員より、「地籍調査の推進について、推進員さんの高齢化により、調査の難航や境界が確認できなくなるなどの可能性も想定される。先を見据えて後継者育成も考えていく必要が

あるのでは。」との質疑があり、税務課長から、「地籍調査実施推進員さんは、地域に精通した方が一番であると考えています。調査区ごとに現地に詳しい方を選出いただくようお願いはしていますが、やはり地域の状況をよく知っておられる方は、御高齢の方が多く、後継者育成は難しい現状であります。また、筆界の問題に関しましては、法務省の筆界特定制度もありますので、それらの制度を御利用いただくなどの対応も進めたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「企画財政課」の決算について審査を行いました。

委員より、「公有財産の有効活用の課題に『脱炭素社会に向け照明機器のLED化も検討が必要』とあるが、今後の計画は。」との質疑があり、企画財政課長から、「蛍光灯や水銀灯などについては、生産を終了するとされており、今後は、費用対効果も見極めながら計画的にLED化を検討していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「防災情報課」の決算について審査を行いました。

委員より、「デジタル防災行政無線整備事業の進捗状況は。」との質疑があり、防災情報課長から、「事業の進捗状況は、親局、屋外子局、非常用発電設備等を令和3年度までに完了、本年度は戸別受信機の交換を進めています。阿蘇地区、波野地区、一の宮地区の順に進め、阿蘇地区の訪問率が70.2%、波野地区の訪問率が8.5%で、阿蘇、波野地区の設置完了後に一の宮地区の交換作業を進めます。」との答弁がありました。

また、委員より、「戸別受信機の交換でトラブルなど起こっていないか。」との質疑があり、課長から、「対応について、幾つか苦情はあっておりますが、定期的を開催します工程会議において、逐次、確認と注意を行っています。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の決算について審査を行いました。

委員より、「広報誌等の配布については、区長さんが区入りされた方に配布する場合と、全世帯に郵送する場合と、どちらがコスト高になるのか。」との質疑があり、総務課長補佐から、「以前、郵送について検討を行った結果、郵送コストのほうが高いことが分かっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「電子自治体の推進について、課題に『マイナポイント第2弾を控え、今後、多くの方々の手続が見込まれる』と記されている。現在、カード発行は市民課、マイナポイントはまちづくり課と分かれており、より普及率を上げるためにも、窓口の一本化を検討すべきでは。」との質疑があり、総務課長から、「市民の方々に、より分かりやすい体制となるよう関係各課と協議を進めます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第7号「令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「令和3年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題として審査を行いました。

企画財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、認定第7号から認定第10号までは

原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 50 号「令和 4 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 50 号「令和 4 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について採決いたします。

まず、議案第 49 号「阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 55 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 56 号「令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 57 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」までを一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 55 号から議案第 57 号までを一括して採決をいたします。

議案第 55 号から議案第 57 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 55 号から議案第 57 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号から議案第 57 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第 10 号「令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第 7 号から認定第 10 号までを一括して採決をいたします。

認定第 7 号から認定第 10 号までの委員長の報告は認定であります。認定第 7 号から認定第 10 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、認定第 7 号から認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 50 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について
- ② 議案第 52 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ③ 議案第 53 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ④ 議案第 54 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑤ 議案第 58 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- ⑥ 認定第 1 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 4 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 5 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 6 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 12 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- ⑪ 陳情第 1 号 消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（湯浅正司君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 50 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算他 10 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 4 年第 3 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件、

認定5件、陳情1件であります。9月8日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第50号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇小学校体育館設計業務委託料4,800万円のうち、3,950万円は新築するための設計業務委託料として考えているのか。」との質疑があり、学務係長から、「新築設計を想定した金額を計上しています。現在実施している専門家による緊急点検の結果を踏まえ必要な対策を行いますので、改修で事足りるようであれば、より安価となるものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ICT教育活用補償金（授業目的公衆送信補償金）が、減額補正されている理由は。」との質疑があり、学務係長から、「阿蘇市全体が過疎地域に指定されたことにより、小学校は児童1人当たり120円から60円、中学校は生徒1人当たり180円から90円と半額になったため、減額を行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「総合型地域スポーツクラブの設立を新たな団体が希望していることから創設支援事業補助金が計上されているが、複数の団体がスポーツクラブを行う必要はあるのか。」との質疑があり、社会体育係長から、「既存の火の山スポーツクラブは、小学生から一般の方まで、幅広い年齢の方々が楽しく参加できる活動を実施しています。今回新たに創設を希望されている団体は、スポーツ競技の技術力向上を活動の目的としており、団体の趣旨が異なるため、新たに支援を計画するものです。」との答弁がありました。

また、委員より、「食材費等の高騰に伴う学校給食材料費等助成金について、米飯食の回数を増やすことで少しでも保護者の負担が抑えられるような計画は考えられないか。」との質疑があり、教育部長から、「これまでに同様の質問が市政報告会でもあっており、各学校給食運営委員会へ意見を伝えていきます。運営委員会からは、『給食において米飯食とパン食の割合が週3.5回と1.5回であるのは、学校給食が単なる栄養補給ではなく食育の役割も担っており、パン食も含ませることで料理のバリエーションが広がること、また、何より子どもたちがパン食も楽しみにしていることなどから出された回数である。』との回答がありました。教育委員会としても、この回答を尊重したいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「学校での生理用品の設置のための購入費用が計上されているが、本当に必要な人が使用できるようになるのか。」との質疑があり、部長から、「設置については、中学校では校舎の女子トイレに常備し、また、小学校では保健室において養護の先生に相談対応も含めて配布をお願いするなど、誰もが使用できるよう進めます。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の予算について審査を行いました。

健康増進課長から、「新型コロナウイルスワクチン接種費7,379万8,000円は、9月以降に接種開始が予定されているオミクロン株対応ワクチン分の追加接種費用を計上していま

す。」等の補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「旧坂梨保育園の解体に伴い、遊具も撤去されるのか。」との質疑があり、福祉課長から、「利用可能な遊具は、新しい園舎へ移設しています。残された遊具は、現行法令の基準に合わない遊具や劣化している遊具であるため、旧園舎解体に合わせて処分する予定です。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 52 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 53 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 54 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 58 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について」であります。

委員より、「電気設備の修理について、故障の原因は 6 月 26 日の落雷とのことだが、医療センターには避雷針があったと思うが。また、故障により診療業務へ影響はないか。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「敷地内に避雷針はありますが、被害を確認した業者によると、近隣の木や電柱に落ちた雷が、地面を伝って院外にある集中制御盤から院内の複数の電気設備に被害をもたらしたのではないかとのことでした。また、照明のリモコンスイッチなどの不具合には手動で対応しており、今のところ診療行為自体への影響はありません。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「計上されている修繕費 500 万円は、修理後に保険からの充当が見込まれているのか。」との質疑があり、事務部長から、「建物共済に加入しておりますので、そちらから賄われることとなります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であ

ります。

まず、「教育課」の決算について審査を行いました。

教育課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「人権啓発課」の決算について審査を行いました。

人権啓発課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「健康増進課」の決算について審査を行いました。

健康増進課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の決算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の決算について審査を行いました。

委員より、「障がい者の暮らしの支援の施策の中に、『障がい者とのふれあいの場の創設』とあるが、創設とはどのようなことを行うのか。」との質疑があり、総合福祉係長から、「地域活動支援センター事業、相談事業センター事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業などにより、日中の活動場所などを提供しています。」との答弁がありました。

また、委員より、「敬老会事業費補助金は、敬老会等を実施した際に支払うものだと思うが、コロナ禍であるとの理由で記念品代として支払われているような状況である。今後、本事業の目的などを再検証することも必要ではないか。」との意見がありました。

次に、「ほけん課」の決算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号「令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より、「今後も新型コロナウイルス感染症の影響で、閉じこもりや交流機会の減少による健康被害などが心配される中、保険給付費の抑制のためにもより効果的な対策を講じる必要があるのでは。」との質疑があり、ほけん課長から、「今回、新たな取組として、地域の身近な方々が体操している姿を撮影し、自宅にいてもそれらの動画を見ながら体操に取り組める環境づくりとなるよう、介護予防体操動画の作成を予定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと

決定いたしました。

続きまして、認定第 12 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より、「新型コロナウイルスの感染により入院される方について、当初は陽性であれば入院となっていたが、現在はどうな対応を行っているのか。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「持病があり医師から急変のおそれがあるため入院が必要だと判断された方、夏場で脱水症状を起こされた方、高齢者施設等でクラスターの発生により入院が必要だと判断された方などを主に受け入れています。常に酸素吸入が必要な方など重症の場合には、熊本市内の重症病床対応の病院で受入れとなります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第 1 号「消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出を求める陳情書」であります。

議会事務局長から陳情の趣旨、税務課長から制度の概要説明があり、その後、ほけん課長から、「シルバー人材センターは、高齢化が進む地域社会においては、なくてはならない存在となっています。今回のインボイス制度が適用されれば、自主財源の確保が難しいセンターの運営に大きく影響することは明白であることから、意見書の提出をお願いしたいと考えます。」との意見がありました。

委員より、「このまま制度が導入されれば、シルバー人材センターの負担が増え、センターに支払う能力がなければ、結果的に市の負担となることを考えると採択すべきと考える。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、陳情第 1 号は採択すべきものとし、また、この陳情に対する意見書提出については、本会議で採択となった場合、文教厚生常任委員会からの委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 50 号「令和 4 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 50 号「令和 4 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について採決いたします。

まず、議案第 52 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第 5 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第12号「令和3年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、認定第12号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、陳情第1号「消費税インボイス制度の適切な措置を求める意見書の提出を求める陳情書」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第50号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について
- ② 議案第51号 令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ③ 認定第1号 令和3年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ④ 認定第2号 令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑤ 認定第3号 令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第11号 令和3年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

て

⑦ 議案第 61 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 50 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算他 6 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） お疲れさまです。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 4 年第 3 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 3 件、認定 4 件であります。9 月 9 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 50 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「河川事業費で行う神の木川の測量設計業務は、隣接する家屋の取壊しが完了したことから着手に至ったとのことだが、その家屋は市が買い上げたのか。」との質疑があり、建設課長から、「この家屋は所有者により取り壊されました。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「今年度の A S O 環境共生基金繰入金は 2,755 万 5,000 円となっており、これを繰り入れた後の基金の残は 1,500 万円ほどになる。ふるさと納税が始まり環境共生基金への寄附は減少していると推測するが、基金は今後維持できるのか。」との質疑があり、都市・環境係長から、「基金への寄附は平成 29 年の約 800 万円をピークに年々減少し、昨年度は 400 万円程度となっています。この状況を踏まえ、より多くの方々に賛同いただけるよう、基金の効果を明確に伝えるためのホームページリニューアルを行います。また、郡内各町村にも同様の基金がありますので、阿蘇市ならではの独自性を高める必要があると考えています。」との答弁がありました。

次に、「上下水道課」の予算について審査を行いました。

上下水道課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、国庫補助か。」との質疑があり、農政課長から、「国の補助事業であり、事業費の 2 分の 1 以内の国庫補助金相当額を県支出金として受け入れるものです。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「空き家バンク調査手数料と移住定住促進パンフレット作成業務委託料について、このような空き家対策は、廃墟となる空き家の阻止と移住定住を促進する効果があり、今後ますます重要になると思われる。近年の空き家バンクの実績と今後の取組は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「平成 28 年からの空き家バンクに登録された物件数は 215 件です。売買、賃貸契約に至ったのはこれまで 117 件あり、取消し等もあることから、現在公開している物件数は 64 件になっています。現在も登録希望者から 1 日あたり 2、3 件の問合せがあり、その都度現場を確認し、不動産業者と連携した上で登録を行い、阿蘇市内外からの移住・定住希望者への情報提供に努めているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 51 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

委員より、「一般会計からの繰入金については、総予算に対する特定の割合で金額が決められるのか。」との質疑があり、上下水道課長から、「決められた割合はなく、下水道事業の支出額から、使用料や国庫補助金、起債等の収入額を引いて、不足する分を繰り入れています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「下水道事業費の工事請負費に計上されている管渠工事に係る費用は 10 件分とのことだが、その内容は。」との質疑があり、課長から、「下水道は各家庭への引込みまで下水道事業で負担しており、当初これを 7 件見込んでいましたが、その後 10 件ほどの相談を受けましたので、増額計上となりました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「建設課」の決算について審査を行いました。

委員より、「橋梁の点検と補修事業については、補修対象の橋梁が多数確認されているとのことだが、緊急な対応を必要とする橋梁はないのか。」との質疑があり、建設課長から、「今のところ補修で維持できる状況であり、兼ねて延命も図っているところです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「生活道路でひどく傷んでいる所が数多く見られるが、舗装更新事業はどのように進めているのか。」との質疑があり、課長から、「主に幹線道路を中心に整備する方針で進めており、補修すべき範囲が広い場合は部分的に全面舗装による改修を行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「道路新設改良事業については、その他特定財源として 453 万 2,000 円が記載されているが、その内容は。」との質疑があり、課長から、「し尿処理場に向かう市道の未改良部分を、阿蘇広域行政事務組合から依頼を受けて整備したことから、同組合から支払われた負担金を記載しています。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の決算について審査を行いました。

委員より、「令和 3 年度は南古神、番出、坊中南団地の解体撤去工事が行われたとのこと

であるが、耐用年数を過ぎた市営住宅が土砂災害警戒区域内に建っている地域がある。この住宅の撤去を進めるべきと考えるが、入居中の方々には新しい住宅に移れば家賃が上がることから転居できず、結果として撤去が進まない状況となっている。移転費補助金をこのような入居者に補助すれば、より転居が進むのでは。」との質疑があり、公営住宅係長から、「移転費補助金は、御家族の人数に応じた額を、引っ越し費用等に充てられる補助金として、転居が完了した後に支出しています。また、家賃も激変緩和のため、5年をかけて段階的に本来の家賃に上げさせていただいていますので、実質的な公的補助になっている状況です。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の決算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の決算について審査を行いました。

委員より、「あか牛産直素牛導入事業の内容は。」との質疑があり、農政課長から、「この事業は、阿蘇地域産の素牛を家畜市場から導入した地元肥育農家に対し、1頭当たり1万円を助成するものです。この支援により、あか牛の付加価値化と増頭による知名度の向上が図られるものと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「畜産の振興と原野の保全と利活用については、課題に『有畜農家の減少や高齢化に伴い、草地の維持保全が困難になってきている』と記されている。しかし、この10年来、高額に推移していた畜産価格も最近では低下しており、有畜農家の増加は厳しい状況となっているため、今後は地域からの協力を要請したり、ボランティアの育成などに取り組むべきではないか。」との質疑があり、課長から、「この10年で有畜農家数は約35%減少しています。原野の維持保全を放牧だけに頼るのは限界が来ていますので、今後は観光活用などの多様な目的での保全活動とも連携しながら進めていきます。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の決算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の決算について審査を行いました。

委員より、「はな阿蘇美基本納付金については、納付義務者から今回5万円の納付があり、残りは今後5年間で支払われる約束がなされたとのことだが、この誓約に至った経緯は。」との質疑があり、まちづくり課長補佐から、「昨年、納付義務者が営業している事業所に出向き、従業員を通じて本人に連絡が取れる状況をつくりました。その後、本人から誓約を取ることができました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和3年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」であります。

上下水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 11 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より、「有収率の目標値は 100%に近いほうが望ましいと考えるが、なぜ 82%に抑えているのか。」との質疑があり、上下水道課長から、「有収率は、送水した水量の内、各家庭等で使用され収入につながった分の割合です。実際には漏水等の影響で 100%より低くなりますので、令和 6 年度までの現実的な最終目標は 82%としているところです。水を送るには動力費等の経費もかかっていますので、漏水調査や布設替え工事などを進め、有収率の向上を図ります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

委員より、「来年はこのような事故が起きないように、通行止めの区間や時間などを牧野組合とよく協議した上で対応していくべきでは。」との質疑があり、農政課長から、「来春の野焼き作業の実施に当たっては、交通規制の延長拡大と強化、観光施設及び駐車場の完全閉鎖など、十分な安全対策を講じた上で火入れ作業を行う方針で、牧野組合をはじめ、関係機関と協議を進めているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分に再開をいたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 50 号「令和 4 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 50 号「令和 4 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について採決いたします。

まず、議案第 51 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第 3 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第 11 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第 61 号「和解及び損害賠償の額の決定について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 50 号及び認定第 1 号の 2 件を除く案件について採決が終わりました。

これより、議案第 50 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 50 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」、採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、認定第 1 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

私は、どこに異議があるかということですが、まず同和団体の補助金 341 万円、それと同時に財政調整基金 2 億円の積立てを行っていますが、これについてはコロナ禍で市民の生活が困窮している中でやはりこの 2 億円についても市民の福祉の向上のために使用すべきだと思います。今回の認定については反対をさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） ただ今、異議の申出がありましたので、これより認定第 1 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。認定第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。認定第 1 号は、各委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この後、全員協議会を開催しますが、席の入替えがありますので、しばらくそのままお待ち

ちください。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 22 分 散会